

令和 6 年度

部の主要施策

令和 6 年 7 月

生 駒 市

もくじ

第 1	部の主要施策とは	1
第 2	各部等の主要施策	
	デジタルイノベーション推進課	1
	経営企画部	2
	総務部	4
	財務部	6
	地域活力創生部	8
	福祉部	11
	子育て健康部	13
	建設部	15
	都市整備部	17
	上下水道部	19
	教育部	21
	生涯学習部	23
	消防本部	26
	議会事務局	29

第1 部の主要施策とは

1 部の主要施策とは

各部の部長等が、各々の行政分野を所管する部単位で、担当分野の仕事に対して年度当初に目標を掲げ、今年度に取り組む施策を明らかにするとともに、取組の着実な進捗を図っていくためのものです。

なお、ここに掲げる施策は、市のすべての施策を掲載したものではありません。市が行っている業務で、部長等が今年取り組む主要な施策と定め、達成状況を管理していくものを掲載しています。

2 目的

- (1) 今年度に関各部等が取り組む施策や事業やその成果について、市民に明らかにすること。
- (2) 職員が部の主要施策について共有し、取り組むべき施策の方向についてベクトル合わせをすることで、職員が施策実現に向けて職務に励むことにより、組織としての力を最大限に引き出すこと。

3 作成者

すべての部について、各部長が作成します。

4 進行管理

各部長等が主要施策に係る進行管理を行い、年度末に取組状況を検証の上「部の主要施策取組状況報告書」を作成します。

5 年間スケジュール

各年度の市長の施政方針を受け、各部長等は年度当初にその年度に取り組む主要な施策（目標）を設定します。年度末には取組の成果を確認し、評価を行います。

主要施策の設定、最終の取組の評価については、市長がその内容について確認します。

生駒市役所の〈ビジョン・ミッション・バリュー〉について

生駒市が実現を目指すまちの姿（ビジョン／V）

「自分らしく輝けるステージ・生駒」

（生駒市総合計画における将来都市像）

生駒市役所の使命（ミッション／M）

「このまちで暮らす価値を、ともにつくる」

生駒市役所・職員が大事にする価値観（バリュー／V）

「生駒愛・人間力・変革精神」

（Mを遂行し、Vを達成するために常に立ち返る価値観）

〈策定趣旨〉

本市は、目指す将来都市像を「自分らしく輝けるステージ・生駒」とし、多様な生き方や暮らしをかなえる機会や場、人と人のつながりが豊かにあるまち（ステージ）で、主役である市民が、仲間を得て、夢をかなえ、輝く人生を送れるよう、まち全体が応援してくれる「まち」へと進んでいくことを目指しています（生駒市総合計画）。

目指すべき将来都市像を「ビジョン」とし、その達成のために生駒市役所がやるべきこと・使命を「ミッション」、ビジョン・ミッションを達成するために共有すべき職員の価値観や行動指針を「バリュー」として、組織として目指す方向性を共有し、職員一人ひとりの成長を促進してその能力を最大限発揮することにより、ビジョン達成に向かってより高い成果を出すことを目的として策定しました。

議決機関である議会事務局を除く各部の頁に「ミッション」を掲載しています。

第2 各部等の主要施策

令和6年度 主要施策【デジタルイノベーション推進課】

課のミッション	デジタル技術やデータを活用した、すべての市民が暮らしやすく、ずっと住み続けられるまちを創る
---------	---

No	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	市民協働によるスマートシティの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働によるスマートシティの推進 ・ 市民対話プラットフォームの運用/利活用 ・ LWC指標によるロジックモデル構築 ・ 地域ポイントの推進 ・ 誰一人取り残さないデジタル化の推進 ・ 官民データの活用推進 	デジタルイノベーション推進課
2	庁内DXの推進とDX人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術による高度で高効率な行政の実現と、デジタル変革を担う人材の育成 ・ 行政手続のオンライン化 ・ 庁内データの利活用推進 ・ 新たなデジタル技術を活用した業務効率化の推進 ・ 情報セキュリティポリシーの更新 	デジタルイノベーション推進課
3	DX推進本部の運営とDX推進プロジェクトの実行	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内横軸組織の運営による庁内プロジェクトの推進 ・ 生駒市DX推進本部の運営 ・ PMOを通じた、各DX推進プロジェクトへの支援 ・ CDOチームとの連携 	デジタルイノベーション推進課

令和6年度 部の主要施策【経営企画部】

部のミッション		市民から信頼が得られる行政運営に向けた 政策マネジメントと政策創造の体制確立	
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	総合計画の一体的策定と運用	<p>総合計画は、令和5年度に策定した第2期基本計画において、「デジタル田園都市構想総合戦略（旧まち・ひと・しごと創生総合戦略）」と一体的に策定し、「行政改革大綱」に基づく事業評価の仕組みを総合計画の施策評価と連動させ運用することとなった。</p> <p>このため、本年度は、策定した第2期基本計画に基づく施策の方向性の検証や個別事業の立案・改善を行うよう各部に促すなど、同計画に基づく政策の推進にむけた進捗管理体制の検討と確立に向けた取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アクションプランの策定などを通じた実施体制の確立 ●総合計画と行政改革大綱に基づく事業評価の連動した運用の確立 	企画政策課
2	政策形成・実施過程の庁内体制の確立	<p>政策形成にあたっては、地域の課題やニーズを分析し、それに対応する方策を考え、それらを実現するための具体的な計画を立案する中で、政策・施策を検討し、各年において個別の事業を立案していくことが必要となる。</p> <p>このため、政策や施策に紐づかない「政策なき事業」の立案とならないよう、あるべき政策形成・実施プロセスを庁内に定着させ、各部・課、職員が適正に運用できる仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市における政策立案プロセスの定義と定着に向けた研修やアクションプランの策定プロセスでの支援などを検討し実施 	企画政策課
3	政策形成・過程への市民等の参画の促進	<p>行政経営の推進にあたっては、地域住民・事業者や関係団体及び識者等（以下「市民等」）との対話や協力を通じた「参画と協働」により市民等の声を反映させ、地域の課題に対する解決策を共同で検討・実施することが重要である。</p> <p>しかしながら、政策形成・実施過程における市民等の参画の状況を見ると、①政策課題の把握に繋がる日常的な市民等からの声の政策への反映、②幅広い対象からの意見の聴取機会が③政策立案過程での市民等の参加、④政策（事業）実施過程における市民等への説明、⑤実施した政策（事業）に対する市民等の参画と評価の5点について、不足していたり、限定的であることが課題となっている。そのため、こうした課題への対応を検討し、市民等の参画の機会の拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●窓口やHPでの相談・苦情、地域での集会、ティーミーティング、日常的な広聴事案などの政策形成・実施プロセスで市民等の参画が促進されるよう手法を整理し実施を促していく 	企画政策課 広報広聴課
4	効果的・効率的な組織運営	<p>本市の組織を効果的かつ効率的に運営するための組織管理や業務改善を日々実施するため、庁内の意思決定のサポート、業務プロセスの最適化、デジタル技術の活用などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理事者の意思決定や各部の政策立案・懸案対応へのサポートを実施 ●組織横断的課題、組織の狭間に落ちる課題のマネジメントを行うため、部局間調整やワーキングチーム、プロジェクトチーム、タスクフォース等の設置などによる対応を適宜実施 	企画政策課 秘書課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
5	公共サービスに関する取り組みの効果的な広報	効果的・効率的な各種事業、事務事業などの公共サービスの提供に向けた市民等の利用者への情報提供や活用のあるあり方の改善・拡充などを実施する。 ●効果的な広報業務の実施に向け、デジタルを活用するなどし、情報発信機会及び内容の更なる充実を図る	広報広聴課
6	行政改革の推進	行政改革大綱に基づく取り組みについては、総合計画と一体化した評価体制を確立し、政策の定量的・定性的な評価、改善のための施策・事業立案を推進する。 また、業務等の廃止・改善の取り組みの推進については、R5年度調査自身の改善とフォローアップを実施する。 ●デジタル技術も活用し、業務等の廃止・改善の取り組みを推進	企画政策課
7	市政運営での適宜・適切な対応	総合計画等の既存の計画だけでなく、経済的、社会的、環境的な側面を考慮し、将来を見据えて適宜必要となる政策・施策を策定し、実行する体制を整備する。 また、緊急的な事案等で政策・事業を実施する上でのリスク管理を行う。 ●懸案事項のマネジメントとして、進捗管理（処理ルールの確立）とリスク評価（優先度判断への支援）を実施 ●社会経済情勢、地域課題に対する緊急的な課題、中・長期的な総合的な行政課題への対応のうち、他部に属さない総合的な事項への対応を実施する	企画政策課 秘書課
8	外部との連携と情報提供	地域創生や自治体の業務に関する情報を発信・収集し、それを基に外部との連携を図る。具体的には、国や他の自治体、民間企業、大学等との連携を強化し、情報提供や意見交換を行う。 ●規制緩和の提案 ●政策結果のPRの促進：成果広報の実施 ●国・自治体、公民連携企業への情報発信：市外への広報活動 ●国や自治体、大学等の主催する研究会等への参加	企画政策課 広報広聴課
9	将来都市像の実現をサポートするプロモーションの実施	ポータルサイト「good cycle ikoma」を軸にした各種の情報発信と、「いこまち宣伝部」やマルシェによる住民参加型の情報発信を通じて、地域への愛着と共感を醸成し、まちづくりや行政事業への参画意欲と推奨意欲の拡大に努める。	広報広聴課
10	2025大阪・関西万博	本市における取り組みについて全体の取り組み方針及び奈良県が設置した「大阪・関西万博奈良県実行委員会」における取り組みについて、庁内調整を行い実施する。	企画政策課
11	道の駅の検討	令和6年度に、立地可能性調査を実施するため、関係課からなるワーキングチームを設置し、調査事業の実施と立地可能性の検討を行う。	企画政策課

令和6年度 部の主要施策【総務部】

部のミッション	生き生きと働ける職場環境をつくり、満足度の高いサービスを提供するとともに、多様性が尊重され安全で安心して暮らせるまちを市民とともにつくる。
---------	---

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	オフィス改革	多様化する市民ニーズや社会環境の変化に 대응していくため、より一層の部門間の連携や、多様な働き方が可能となるよう、機能的で快適な職場環境を整備するオフィス改革を進める。 令和5年度は、総務課をパイロットオフィスとしてモデル的に実施し、令和7年度からの全庁的な職場環境整備の実施に向け、令和6年度は庁舎全体のレイアウト変更に係る基本計画等を作成する。	総務課
2	法令・条例等の適切な管理と運用	公正で開かれ、市民から信頼を得られる市政を推進するため、法令、条例等の適切な運用と環境整備を行う。 ・情報公開・個人情報保護制度の運用 ・条例マネジメントの導入による例規の管理	総務課
3	庁内向け情報システム基盤の提供	情報システム・ネットワーク・機器の適正な保守/管理、情報セキュリティ対策により、庁内に安定したICT基盤を提供する。また、基幹系システムの法定的DXを推進する ・自治体情報システムの標準化・共通化（～R7） ・無停電電源装置の更新（～R6） ・情報系端末の更新 ・個人番号系施策の推進、情報連携/安全管理措置 ・情報セキュリティポリシーに基づく各種対応、セキュリティ研修	総務課
4	職員の働きやすい風土づくり	面談・研修等を通じて組織の心理的安全性を高めるための対話を促す。また、令和7年度からの完全フレックスタイムの導入に向けた柔軟な働き方につながる制度等を整備することにより、職員の働きやすい組織風土を醸成する。	人事課
5	職員の成長やモチベーションの向上に寄与する任用・配置	多機能クラウド型人事情報システムを利用し、人事評価（目標達成度・職務行動評価）、適性診断結果を人事配置等に活用するとともに、上司モニタリング制度など、職員の気付き・納得感につながるしくみを整える。	人事課
6	一人一人の能力発揮につながる研修の実施	VMVの浸透、職員の能力・モチベーション向上を目的として、階層別研修や専門研修、派遣研修などを実施する。また、令和5年度に続き、メンタルヘルス、法制関連の研修、高齢職員の活躍に資する研修を実施するとともに、新たに、管理職以外の職員を対象としたハラスメント研修を実施する。	人事課
7	VMVに基づく行動のできる人材の採用	引き続き職員の健康管理やワーク・ライフ・コミュニティ・バランスに配慮するとともに、社会情勢や定年延長等に対応した働きやすい職場環境づくりに取り組むため、新たな定員適正化計画を策定。策定した計画に基づき、市のVMVにフィットした人材を採用する。	人事課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
8	生駒駅周辺自転車駐車場再編	生駒駅北側に自転車駐車場を新設し駐車台数を増加することで違法駐車（迷惑駐車）を改善する。新システムを導入し、24時間営業やキャッシュレス決済等、利用者サービスの向上を実現する。	防災安全課
9	防災システムの導入	災害時の気象情報、被害情報、市民への情報発信を一元管理するシステムの導入とドローン撮影映像の投影等による災害対策、対応の効率化を図る。	防災安全課
10	地域防災力の向上	同じ避難所を利用する地域（自治会・自主防災会）が合同で実施する訓練の支援を実施。地域に合わせた課題（取組項目）を組み合わせた訓練実施。地区防災計画の作成支援の実施	防災安全課
11	受援計画の作成	能登半島地震被災市町村への派遣職員の見解等を反映し、受援マニュアル検討会議の実施。受援計画の作成。	防災安全課
12	マイナンバー制度に伴う業務の実施	・マイナンバー制度に適切に対応するとともに、マイナンバーカードの交付率を増加させる。 カード交付率 89.2% 目標枚数：4,500枚/年	市民課
13	証明書等のコンビニ交付の推進	・コンビニ交付件数の割合を増加させる。 年間利用率(コンビニ交付可能な交付総通数に対するコンビニ交付通数)を年度末までに60%にする。	市民課
14	おくやみサービスの実施	おくやみに係る様々な手続きを支援することにより、市民の負担軽減を図る。 おくやみ窓口の設置及びコンシェルジュを配置し、おくやみサービスを開始する。	市民課
15	人権課題に対する取組の推進	パートナーシップ宣誓制度について、令和6年4月から実施した奈良県及び既に実施している市町、実施予定の市町村と協定締結に向けた検討・準備を行う。	人権施策課
16	多文化共生の推進	奈良先端大や市民・市民団体と連携して「いこま国際Friendshipフェスタ」を10月に開催するとともに、多文化理解に関する講演会等を企画・実施する。 また、多文化共生推進アクションプラン作成に向けて市民懇話会やワークショップ等により外国人住民も含めた意見の聞きとりを行う。	人権施策課
17	多言語通訳システムの導入	生活者としての外国人支援のため、多言語通訳システムを第1四半期に導入する。	人権施策課
18	人権文化センター及び児童館の利用拡大	・人権文化センター、別館及び児童館での主体事業を定期的実施し利用拡大を図る。 人権文化センター 年間事業回数 100回 児童館 年間事業回数 20回	人権施策課 (人権文化センター)
19	男女共同参画の推進	・令和6年度末に満了する男女共同参画行動計画をアンケート調査結果や社会情勢等を勘案し改定するとともに、男女共同参画意識の向上を図るため、様々な部署と連携しながら各種講座や交流会等を開催する。 また、市の附属機関等への女性委員の参加を促進する。 講座等の開催数 20回 附属機関等の女性委員の割合 40.0%	人権施策課 (男女共同参画プラザ)

令和6年度 部の主要施策 【財務部】

部のミッション		安定した市民生活の基礎を築き守るため、着実に取組を進める	
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	令和5年度中期財政計画に示された財政指標等の達成	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度経常収支比率 94.6% ・令和6年度実質公債費比率 2.7% ・令和6年度市債残高14,672百万円 ・令和6年度実質収支額13.87億円 	財政課
2	統一的な基準による地方公会計の整備	令和5年度決算に基づく財務書類等の作成・公表（令和7年3月迄）	財政課
3	令和7年度予算編成	①枠配分の手法や各種要求ルールを含む予算編成方針を令和6年10月に定める。 ②過年度の決算や実績をベースに予算査定を行う。 ③基金繰入に過度に頼ることのない予算を編成し、健全な財政運営を図る。 総合計画とより連動した予算編成の方法を実現する。	財政課
4	歳入増につながる施策の創出・強化	寄附による収益増の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税：新規ポータルサイトの運営、返礼品の充実、開発 ・企業版ふるさと納税：企業への提案・PR ・新たな歳入策の検討 	財政課
5	業者登録システムのIT化	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格審査申請システム共同化事業（業者登録申請） ・令和8年度からの指名願電子化申請に伴う業種登録の統一化 	契約検査課
6	適正、公正、効率的で透明性の高い行政運営	格付の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・舗装工事の金額の見直し ・建設コンサルタントのランク廃止 ・建築設計のランク廃止 	契約検査課
7	最低制限価格の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の他市の状況の把握 ・類似団体の状況把握 ・国の動向把握 ・財政負担の見直し 	契約検査課
8	適正・公平な各税目の賦課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・固定資産税について、税務調査を実施し、適正に課税する。 市民税の未申告調査等 1,600件 固定資産税の新築・増築家屋等調査 350戸 償却資産の未申告調査 120件 地籍調査に基づき行う更正事務（調査区域：中菜畑2丁目および東菜畑2丁目の一部区域並びに東生駒月見町および東菜畑1丁目の一部区域） A=0.24㎡ 	課税課
9	市税現年課税分の徴収率の維持	納期内納付の推進とともに、猶予制度の適切な活用と納付意思が確認できない滞納者の早期調査や差押えを行い、市税現年課税分の徴収率を確保する。 市税現年課税分徴収率 96.32%(令和7年3月)	収税課

No .	取組項目	具体的な取組内容	担当課
10	市税滞納繰越分の税収の確保	滞納者調査の徹底や換価可能財産の把握、差押えの強化等により市税滞納繰越分の徴収率を確保する。 市税滞納繰越分徴収率 11.70%(令和7年3月)	収税課
11	適正かつ的確な会計事務の実施	会計事務の適正を維持し、正確かつ迅速な執行に努めるよう「会計事務の手引き」をはじめとした課発信の資料の内容充実を図るほか、職員の会計事務能力向上のため、財務関係事務に係る研修内容・方法を検討し、年1回実施する。	会計課

令和6年度 部の主要施策【地域活力創生部】

部のミッション		身近な暮らしの安心の中で、 住み、学び、働き、来る人が「自分らしく輝けるステージ」にチャレンジするまちへ	
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	複合型コミュニティ(まちのえき)づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な拠点に多様なサービス、人的交流を創出するコミュニティづくりに取り組む自治会等に対して支援する ・コミュニティづくりに取り組む自治会への助成 ・コミュニティづくりに関わる新たな人材等の発掘、育成 ・移動販売等サービス導入支援事業の運用 ・まちのえき実施自治会で構成されるネットワーク会議を実施し、情報共有や意見交換を行う ・新規まちのえきを立ち上げると共に、まちのえきを実施している自治会に対して継続支援のWSを行う ・地域共生社会推進サミットと連携し、まちのえきの活動実績を全国へPRする 	地域コミュニティ推進課
2	地域未来人財育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○これからの本市のまちづくりを支える若者(高校生・大学生)をターゲットにまちづくりや社会貢献として活動に取り組む人財の発掘、育成を行い地域活動への参画を促す ・高校生、大学生を対象としたワークショップの開催 ・同事業OB OG、市民活動実践者、大学生等を対象にした地域メンターの育成 ・まちのえき等、地域活動と連携した事業実践 ・事業成果を周知し、若者に地域活動に興味を持ってもらうきっかけ作りを行う 	地域コミュニティ推進課
3	市民公益活動・ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な市民公益活動が生まれるきっかけづくりと市民公益活動の継続・発展を目指して、地域・社会活動創出支援事業(まちサポいこま)の実施、各種講座や交流会の開催、個人登録ボランティア・市民活動登録団体と多様な主体とのコーディネートを行う。 	市民活動推進センター
4	SDGs推進のためのプラットフォーム活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○SDGs推進に向け、市民団体、事業者、教育機関等の多様な主体による自主的かつ連携した活動を促進する ・セッションマーケティング(分科会)及びいこまSDGsデリバリー運用等を通じたSDGsアクションネットワークの活性化 ・SDGs推進事業補助金によるモデル事業支援 ・環境省事業を活用した民間事業者との連携による都市間連携の実施 ・市民との協働によるくらしのブンカサイの開催 	SDGs推進課
5	いこま市民パワーの運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ○いこま市民パワーとより緊密に連携し、事業への支援、指導を行う。 ・適切な訴訟対応、供給拡大(家庭供給の増加)、電源確保(卒FIT電気の買取拡大、新バイオマス電源の整備サポート等)、コミュニティサービスの拡大、安定した運営体制の構築 	SDGs推進課
6	ゼロカーボンシティの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○2050年カーボンニュートラルの達成に向け、国が推進する脱炭素先行地域づくり事業を活用し、公共施設及び既存住宅地の脱炭素化を推進する。 ・いこま市民パワーの電源となる太陽光発電の設置・整備に向けた調整、支援を実施 ・複合型コミュニティづくりを通じた地域住民への情報発信・共有により、環境にやさしいライフスタイルへの意識・行動変容を促進 ・自然エネルギー等活用補助の実施 	SDGs推進課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
7	公民連携の推進	<p>○民間事業者等の知見やリソースを活用し地域課題・行政課題の解決につなげる「公民連携」を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内外への情報発信等を通じた市職員の協創マインドの向上及び協創対話窓口の利用促進について、マーケティング施策により実行する ※「生駒市協創対話窓口」のサイト更新 ※公民連携基本指針の策定・周知 ※協創対話レポートの発刊 ※公民連携ワークショップの継続 ・包括連携協定等の活性化を推進する 	公民連携推進室
8	奈良先端科学技術大学院大学との連携強化	<p>○包括連携協定を結んでいる奈良先端科学技術大学院大学との連携事業を創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究シーズを活かした事業を創出し、起業などで自走できる仕組みを構築し、地場産業の活性化を目指す。 ※研究シーズと企業・人材を結び付けるマッチング機会や仕組みを提供できるプログラムを実施する。 	公民連携推進室
9	ごみの減量化（5Rを含む）に関する啓発等の実施	<p>○一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づいて、5R実践や環境教育、食品ロス削減などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の小学校でこども5Rアドバイザー学習事業を実施 ・食品ロスの削減を推進するため家庭や学校、飲食店での「食べきり運動」の啓発やフードドライブの実施 ・自治会等の団体向けに、ごみの分別や削減に関する啓発の実施 ・もったいない食器市の拡充 ・生ごみ処理機やキエーロを活用した生ごみ資源化の推進 ・ペットボトルの水平リサイクル（B to B）の推進 	環境保全課
10	清掃センター基幹的設備改良工事の実施	<p>○令和4年度から令和6年度の間で実施する清掃センター基幹的設備改良工事について、最終年度である令和6年度は2系及び共通系設備の更新工事を完了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレーン工事(R4) ・1系焼却炉・排ガス冷却用熱交換器等工事(R5) ・2系焼却炉・排ガス冷却用熱交換器等工事及び共通系工事(電気計装設備・灰処理設備等)(R6) 	環境保全課
11	市内街路灯の一斉点検の実施	<p>○街路灯の法定点検を実施し、適切な維持管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内にある約1,300基の街路灯について、10年に1回の点検を実施（国土交通省の点検要領に基づく詳細点検） 	環境保全課
12	エコパーク21の精密機能検査の実施	<p>○エコパーク21の長期包括契約は令和8年度で契約期間が満了するため、次の10年に向けて約150項目ある機器類の精密機能検査を実施し、将来の維持管理計画を決定するための基礎資料を作成する。</p>	環境保全課
13	清掃リレーセンターの更新に係る設備点検調査	<p>○施設の現状調査及び機器の点検を行い、更新内容を決定し、更新計画を策定する。</p>	清掃リレーセンター

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
14	農地利用の最適化と地産地消の推進	<p>○遊休農地活用事業や新規農業参入者の誘致などを通じて遊休農地の解消を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標：10a（上半期：5a、下半期：5a） ・目標：新規就農者2名以上（個人及び法人） <p>○半農半X支援事業としていこまファーマーズスクールを開講し、多様な担い手による持続可能な農業を目指す。</p> <p>○10年後の農地をどう守っていくかを考えるため、各農家区で集落座談会を開催し、地域計画を策定する。</p> <p>○スマート農業に対する補助金制度を創設する。</p> <p>○生産者と消費者の結び付け強化に向けたいこまレストランを3回開催する。（飲食店での生駒産の食材を使った試食会の実施など）</p> <p>○移動販売や農業市などの開催促進と市民への情報提供の強化（地域コミュニティ課移動販売NTとの連携）</p>	農林課 農業委員会
15	森林環境の保全と活用	<p>○令和5年度に策定した「生駒市森林整備に係る取組方針」の中の4つの柱（1.住宅に悪影響を及ぼす可能性のある森林の適正な管理。2.地域住民が主体となるコミュニティ活性化を目的とした森林環境づくり。3.荒廃している里山林の整備。4.森林資源の有効活用。）に基づき、地域林政アドバイザー制度を活用しつつ、危険木伐採補助制度やボランティアの育成等の事業を行っていく。</p>	農林課
16	<p>生駒市版エコノミックガーデニング「EGいこま」の推進</p> <p>○変革と挑戦に取り組む事業者の発掘と育成</p> <p>○顔の見えるまちなか経済循環の実現を目指す。</p>	<p>○市内産業の経済活動を活性化するため、事業者訪問を行うとともに、会議所等の支援機関や金融機関と連携し経営課題解決に向けた支援を行う。</p> <p>○市内事業者の雇用確保と市民の就労ニーズをつなぐ支援を行う。</p> <p>○創業者の成長ステージに応じた支援により創業を促進する。</p> <p>○製造業の誘致に加え、商業等の誘致を促進する。</p> <p>○市内需要を喚起し市内経済循環を活性化するための取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり操業環境支援事業(ものづくりコーディネーター等) ・EGいこま推進体制構築事業(EG推進補助金等) ・商業活性化支援事業(商業エリア補助金等) ・企業誘致促進事業(企業立地補助金等) ・起業家・第2創業創出・育成支援事業(ILBH) ・多様な雇用・就労環境拡大促進事業(多様な働き方推進事業等) ・市内事業者人材確保・育成事業(労働局との連携事業等) 	商工観光課
17	「住んで楽しい」身近な観光価値が地域経済に繋がる観光振興	<p>○地域経済の活性化に繋がる観光振興を進めるため、既存の観光資源に加え市民活動や市内事業者の取組を「住んで楽しい身近な観光価値」であることを認識し、その魅力を本市、観光協会、市内事業者、市民が発信することで国内外からの来訪者を誘引する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による観光魅力創出事業の実施(高山振興ワークショップ) ・観光誘客・事業者活性化支援事業の実施(観光協会との連携事業等) ・外国人向け観光誘客事業の実施(茶釜のブランディング、万博関連事業等) ・宿泊施設検討事業の実施(宿泊施設立地可能性調査) 	観光振興室

令和6年度 部の主要施策【福祉部】

部のミッション	互いに尊重し合い 誰ひとり残さず 誰もが生きがいを感じ 安心して暮らせるまちをともに創ります
---------	---

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	重層的支援体制整備事業の充実	多機関協働による支援体制、断らない相談体制、多様な参加支援、地域づくりを支える体制を充実させる。また令和7年度からの本事業開始に向け実施計画を本年度末までに策定する。	福祉政策課
2	引きこもり支援事業の実施	引きこもり支援として、相談支援・居場所づくり・地域のネットワークづくりを行う支援ステーションを上半期中に整備し運用を開始する。	福祉政策課
3	高齢者交通費等助成制度の方向性検討	平成29年度に見直しを行い2年おきに1歳年齢を引き上げ対象者を70歳から75歳へ引き上げている。令和9年度に対象年齢の引き上げが完了するためそれ以降の生きいきクーポンのあり方について令和6年度中に方向性を示す。	福祉政策課
4	相談支援の充実	障がい者・児の相談件数の増加に対応するため、市内相談支援事業所の相談支援専門員の新たな配置・増員など人材確保につながる取り組みを支援する補助金制度を検討・創設し、相談支援体制の充実を図る。 上半期中に制度設計、下半期から制度運用開始。	障がい福祉課
5	地域活動支援センター事業の充実	日中の支援や就労後に、障がい者が安心して過ごすことができる居場所の確保・提供を行うため、現在の機能の現状等の把握を上半期中に行い、それを踏まえ機能拡充や新たなセンターの設置等の検討を行う。	障がい福祉課
6	障がい者理解の促進及び就労支援の充実	障がい者が適性や能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携しながら、庁内だけでなく市内事業者や企業等に対し、障がいに関する理解啓発推進や、職場体験受け入れの拡大に取り組む。 市内事業者2社以上	障がい福祉課
7	生活保護者の自立支援の実施	生活保護者の自立に向け、個々の生活保護者の状況や自立阻害要因に対応した被保護者就労支援事業をハローワークと連携して取り組む。 就労支援対象者 20人以上 自立支援達成者 8人以上	生活支援課
8	生活保護者の健康管理支援	生活保護者の自立に向け、健診結果等により個々の心身状況や生活実態に応じた支援を行うとともに、健診の受診勧奨を行う。 健診受診率 20%以上 栄養指導件数 15人以上	生活支援課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
9	生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施	<p>自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、家計相談支援事業と連携した事業の充実を図る。 自立相談件数 150件以上</p> <p>経済的に困っている世帯の子どもの学習支援を市内3箇所及び進学支援型1箇所の教室を週1回開催する。 登録者数 居場所型 40人以上 進学支援型 7人以上</p> <p>就労準備支援事業を社会福祉協議会に委託し、就労準備の基礎能力の形成について支援する。 4人以上</p>	生活支援課
10	地域共生社会推進全国サミットinいこまの開催	<p>サミットでは、好事例の発信や有識者による講演等を通じて、「支える側」「支えられる側」という関係や、分野を超えて多様な人がつながり支え合う「地域共生社会」について理解を深め、「地域共生社会」の実現に向けた実践の普及を進める。 アンケート結果満足度80パーセント以上</p>	地域包括ケア推進課 地域共生サミット推進室
11	支え合い活動の推進（生活支援体制の充実）	<p>生活支援コーディネーター（SC）を核として、生活支援体制整備事業の充実や地域の互助の強化を図るため、SCや自治会との協働による生活課題・ニーズの把握調査を1箇所以上で実施する。</p>	地域包括ケア推進課 福祉政策課
12	総合事業（介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業）の拡充	<p>適切なケアマネジメントを行うための人材育成や介護関係者及び住民に対する総合事業の周知啓発により、短期集中予防サービス、訪問型サービスAなど、総合事業の一層の利用を促進します。サービスCエントリー者実人数288人、訪問型サービスA利用延べ人数2299人</p>	地域包括ケア推進課
13	認知症施策の推進	<p>認知症の意思決定を支援し、権利や利益を保護することが必要であり、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができる環境づくりとして、認知症支え隊の拡充や、認知用の人の意欲向上及び家族の負担軽減と家族関係の再構築を図るため認知症の人と家族を一体的に支援します。 認知症支え隊支援人数20人 支援回数840回 当事者ミーティング 12回</p>	地域包括ケア推進課
14	介護に関する入門的研修の開催	<p>介護人材確保対策の一環として、介護未経験者に対し、基本的な知識を身に付けてもらうための入門的研修（21時間）を開催。研修修了者へは介護事業所等とのマッチング等を行い、介護人材不足の緩和を図る。参加者25人以上</p>	介護保険課
15	ケアプランデータ連携システムの導入支援	<p>介護事業所がケアプランデータ連携システムを導入するにあたり、研修会の実施や、導入の助成を行い、介護現場の生産性の向上を図る。導入事業所16件以上</p>	介護保険課
16	第9期介護保険事業計画 施設整備計画の推進	<p>第9期介護保険事業計画に基づき、令和7年度内の開設をめざし、年内に認知症対応型共同生活介護事業所の公募を行う。</p>	介護保険課
17	地域福祉活動の充実	<p>社会福祉協議会がさらなる地域福祉の推進主体として機能するよう体制や機能強化を支援する。</p>	福祉部

令和6年度 部の主要施策【子育て健康部】

部のミッション		こどもも大人も健やかに暮らせるよう支援します	
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画策定及びこども計画の策定	現行の計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、新たにこども計画を策定する。	こども政策課
2	地域子育て支援拠点を通じた地域の子育て支援機能の充実	家庭や地域における子育て機能の低下や養育者の孤立感や不安感の増大に対応するため、地域子育て支援拠点を通じて、乳幼児及び保護者の交流促進や子育て相談、情報提供などの支援機能を充実するとともに、それにより要支援家庭の早期発見につなげる。	子育て支援総合センター
3	こども家庭センターの体制整備	令和6年度の児童福祉法改正に伴い、母子保健と児童福祉との一体的な運営を図るために開設したこども家庭センターの体制整備に取り組む。	子育て支援総合センター
4	子ども医療費等の現物給付対象年齢を18歳まで拡大	現在、子ども医療費助成は18歳の年度末まで対象とし、未就学児は現物給付、それ以外は償還払いによる助成方式であるが、令和6年8月受診分から現物給付対象を18歳年度末まで拡大する。	国保医療課
5	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	令和5年度より開始した一体的事業について、後期高齢者医療広域連合に提出した令和6年度事業指針に従い、実施回数等が令和5年度を上回るよう事業の充実を図る。 ・ホピュルシヨナブローチ R5実績＝12ヶ所 R6目標＝13ヶ所	国保医療課
6	医療・介護連携の推進	市内の医療・介護に関する関係機関の相互連携・協働体制を強化するため、多職種による関連施策等の協議、検討し取り組む。 ◇医療介護連携ネットワーク協議会の開催 ◇在宅医療介護推進部会の開催（ロードマップをもとにした取組の推進）	地域医療課 地域包括ケア推進課
7	看取り体制強化事業	市民が在宅での看取り等について理解をしたうえで、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療介護関係者と本人、家族と意思を共有する。また、それを実現できる体制を強化するために、ACP及びグリーフケアを実施した事業所に対して、補助金を交付する。	地域医療課
8	連携型BCP・地域BCPの取組	大規模災害時において、医療・介護事業所共にサービス提供体制の継続を進めるために、訪問看護ステーション、病院、診療所、薬局などと連携型BCP及び地域BCPに取り組む。 また、防災安全課と連携して災害時における医療救護についての協定書を見直し、医療救護計画について医師会等関係機関と共有し実効性を検証する。	地域医療課 健康課 防災安全課
9	市立病院の適切な管理運営	病院事業推進委員会や市立病院管理運営協議会を通じて令和6年度事業計画及び経営強化プランに基づき病院事業を推進するとともに生駒市病院事業計画の検証を行う。また、開院10周年となる令和7年6月に向けて、市民等に「市立病院を知ってもらえる場」をつくる。	地域医療課
10	健康いこま21、生駒市食育推進計画の策定	健康増進法第8条第2項の規定に基づき「第3期健康いこま21」を、食育基本法第18条第1項の規定に基づき「第4期生駒市食育推進計画」を策定する。	健康課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
11	産前産後ホームヘルプサービス費用助成の開始	家事支援サービスの利用に係る費用を助成することにより、家事・育児への負担感を軽減させることで保護者の心身の安定を図り、安心して子どもを産み・育てることのできる環境を整える。	健康課
12	発達障がいに関するシンポジウムの開催	発達障がいに対する理解の促進と本市における発達障がいに係る施策の推進のため、シンポジウムを開催する。	健康課
13	定期接種化した新型コロナワクチン接種の円滑な実施	令和6年度から定期接種に位置付けられた新型コロナワクチンについて、接種を希望する市民への接種を円滑に実施するため、関係機関と連携して接種体制を整備するとともに、周知を行う。	健康課
14	5歳児健診実施に向けた検討	令和7年度から5歳児健診を実施できるよう、医師会を始めとする関係機関と仕組み・内容を協議するとともに、実施体制を整える。	健康課

令和6年度 部の主要施策【建設部】

部のミッション		人と車が安心して暮らせる街を、市民とともに作りまわっていく。	
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	阪奈道路辻町ICの整備促進	前年度の説明会において、周辺住民に対する一定の理解を得られたことにより、今年度は県とともに詳細設計を進め用地幅杭設置を目標とし、用地交渉に向けた熟度を高める。	事業計画課
2	国道163号清滝生駒道路整備促進及び周辺道路ネットワーク形成事業	163号整備促進期成同盟会幹事市として8月に委員会を開催後、幹事を精華町に引き継ぐ。また、国道事業支援を行うとともに、学研テクノエリアにおけるネットワーク形成に向けた用地調査を行う。	事業計画課
3	バリアフリー基本構想に基づく南生駒駅周辺整備、及び東生駒駅のバリアフリー化	バリアフリー特定事業計画に基づく、南生駒跨線橋断橋の詳細設計を進めるとともに、駅周辺のバリアフリー化に向け関係機関協議を進める。東生駒駅のバリアフリー化については、早期実現に向け近鉄協議を重ねる。	事業計画課
4	公共交通利用促進	持続可能な市内路線バスの運行に向け、各種イベントに合わせた100円デーの実施や市民・事業者・行政による三者で協議を重ねることで、今後も安定的な公共交通サービスの提供ができるよう努める。	事業計画課
5	グリーンスローモビリティ導入検証	まちのえき「こみすて」等の地域活動、脱炭素に向けた取組、ニュータウン再生・再編を進めている、「萩の台住宅地」をモデル地区としてグリスロの実証運行を実施し、既存コミバスとの比較検証を行い、最適な交通手段を模索する。	事業計画課
6	橋梁耐震化事業	緊急輸送道路上にある橋梁について、順次耐震化事業を実施することで、災害時における通行機能を確保する。北山橋耐震補強工事、中菜畑歩道橋耐震補強設計及び郡山坂橋耐震補強設計	土木課
7	谷田小明線道路改良事業	通過交通量が多いため、歩行空間と車両相互通行の安全性に課題がある本路線を一部バイパス化することで、安心・安全なまちづくりを目指す。 用地買収1件	土木課
8	企業誘致基盤整備事業	北田原準工業地域への交通アクセスの改善と周辺地域の交通安全及び移動の円滑化を図る。 ・北田原中学校線(第2-3工区)について整備工事を行う。 L=89m W=12.0m	土木課
9	地籍調査事業	国土調査法に基づき、東生駒1丁目、2丁目の各一部の土地について、その所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する。	土木課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
10	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、市内256橋を予防的に保全することで、橋の長寿命化と修繕費用の平準化を図る。 ・第2阪奈1号橋（一般部）、中菜畑歩道橋（跨線部）、高山地内橋梁補修工事 ・清水橋2補修設計、長寿命化計画更新	管理課
11	生駒駅前EV・ES更新事業	生駒駅前EV・ESは設置後25年以上経過しているため、昨年に引き続き改修工事を行う。 EV：1基 ES：2基	管理課
12	生駒山麓公園の取組	山麓公園の活性化を促進するため、新指定管理者が提案された企画内容の実現に向け協議を進めるとともに、SNSなど通じて山麓公園のPRを実施する。 また、ふれあいセンターをはじめ各施設の更新等の考え方をまとめるとともに、時世のニーズにあった公園づくりや持続可能な公園運営に向け、将来のあり方などについて検討する。	みどり公園課
13	緑の基本計画の見直し	社会情勢等の変化や時代に合った市民ニーズに対応するため、「緑の基本計画の見直し」業務として、市民アンケート調査や基礎調査からの課題を抽出し、具体的な取組・施策の検討等を行う。（R6・R7 2ヶ年計画）	みどり公園課
14	公園の利活用促進	令和4年度に実施したセミナー等「PARK REMAKE QUEST MISSION1」の参加者から得た「公園でやりたいこと」などを踏まえ、実走する機会を創出する。 具体には、「PARK REMAKE QUEST MISSION2」として、市民等と行政職員の協働によるモデル・社会実験を実施し、公園利活用のきっかけづくりを行う。	みどり公園課
15	公園施設長寿命化事業	市民に公園施設を長く安全に利用していただくため、公園施設長寿命化計画（現計画）に基づき、公園施設の撤去・更新・修繕を実施する。 遊具を更新する際には、地域住民や公園利用者のニーズを把握し、選定する。	みどり公園課
16	緑地等の保全整備の推進	市有緑地等における近年の大木化・老木化に起因する倒木等により、市民等への被害を未然に防ぐため、危険度に応じて順次、間伐を中心とした伐採等の整備を適切に実施する。	みどり公園課
17	花と緑の市民まちづくりの推進	花と緑であふれるまちづくりを推進するため、ふろーらむ職員等が積極的に地域の学校などへ出向き、植栽デザインや育て方などのアドバイスを行う。また、市民によるイベント等での多様な活用を支援し、市民とともに、ふろーらむの魅力を充実させることにより、施設の活性化を図る。 また、NPOやボランティア団体による運営や民間活力の導入の可能性を検討する。	みどり公園課 花のまちづくりセンターふろーらむ

令和6年度 部の主要施策【都市整備部】

部のミッション		暮らしたい都市・持続的に成長する都市を育む	
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	学研高山地区第2工区まちづくり事業 (全体地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・R7年度当初の都市計画変更決定に向け、都市計画道路の変更手続きを進める。 ・関係機関との協議のもと、地区内外給排水施設の基本計画(上水、下水、雨水)を作成する。 ・地権者や周辺住民、奈良先端大を交えた意見交換を行い、学研高山地区及び周辺地域の価値向上につながる施設立地に向けた検討を進める。 	学研推進課
2	学研高山地区第2工区まちづくり事業 (個別地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・学研高山地区南エリアにおいて、土地利用の素案となる基本計画を作成し、地権者の合意形成のもと、準備組合設立に向けた取組みを進める。 ・(仮称)学研高山地区ゲートエリアの地権者で組織するまちづくり協議会を設立し、事業アドバイザーや事業推進会議との連携を図りつつ、基本計画を作成する。 	学研推進課
3	学研北生駒駅中心地区まちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・R7年度当初の都市計画(変更)決定に向け、市街化区域編入、都市計画道路や地域地区の変更手続きを進める。 ・準備組合を設立し、次のステップとなる土地区画整理組合の設立に向け、換地設計準備など区画整理事業調査を行う。 	学研推進課
4	生駒駅南口公民連携まちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「生駒駅南口みらいビジョン」に沿って、公民連携で継続的にまちづくりに取り組めるよう、生駒駅南口エリアプラットフォームが実施するプロモーション事業等を支援する。 	拠点形成室
5	生駒駅周辺都市再生(まちなかウォークブル推進)事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅周辺地区において、遊休不動産を活かしたチャレンジショップの社会実験等を実施し、本エリアに求められる様々な都市機能や公共空間の利活用等について、課題や効果を検証する。 ・ファシリティマネジメント事業等と連携しながら、生駒駅南口エリアの公共空間の整備に係る基本的方針を作成する。 	拠点形成室
6	生駒駅南口・宝山寺参道周辺の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅南口から宝山寺に至るまで、都市拠点、また、宝山寺の門前町としてふさわしい景観形成につながる規制・誘導策の実施に向け、地域住民に対するアンケート調査、イメージパースの作成等を実施する。 	拠点形成室 都市づくり推進課
7	立地適正化計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟で合理的な土地利用と地域の特性を踏まえたコンパクトなまちづくりを推進するための立地適正化計画策定に向け、地域の現状分析、課題整理、課題解決のための基本的方針等の検討を行う。 	都市づくり推進課
8	区域区分、用途地域等見直し事業	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分や用途地域等の見直しについて、奈良県と連携し、都市計画手続きを円滑に進める。(学研北生駒駅北地区ほか) また、都市計画変更に係るGISデータ等の修正及び地図作成を行う。 	都市づくり推進課
9	ニュータウン再生・再編事業	<ul style="list-style-type: none"> ・入居開始から40年以上が経過し、まちの活力の衰退が懸念される住宅地(萩の台住宅地)において、子育て世帯の転入、定住に繋がるよう、新規空き家調査、個別ヒアリング等による空き家の流通促進に重点的に取り組むとともに、自宅駐車場などの有効活用の支援や活用事例の発信等による住み開きの推進に取り組む。 	住宅課
10	マンションの管理適正化推進・賃貸共同住宅の流通促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族のライフステージに応じ、住まいを選択できる居住環境の形成を図るため、令和5年度に検討した賃貸共同住宅流通促進策の実施を不動産事業者等と連携しながら支援する。 ・分譲マンションの適正な管理を推進し、市内に良質な住宅ストックを確保するため、マンション管理適正化推進計画に基づき、マンション管理セミナー・相談、訪問調査、管理計画認定制度等を実施する。 	住宅課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
11	中古住宅の流通・活用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの空き家対策の成果や社会潮流の変化を踏まえた第2期空家等対策計画に基づき、さらなる空き家の流通促進に取り組むため、関係課との連携を強化しながらプラットフォームの運営支援や各種相談業務等を実施する。 ・空き家の活用を促進するため、物件見学会等の開催や物件情報・活用案等の発信によるマッチングの支援を実施する。 	住宅課
12	市営住宅等長寿命化計画推進等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工から約25年～40年あまり経過し、外壁及び設備機器等の経年劣化が著しい市営住宅等について、「生駒市長寿命化計画」に基づき各種対策工事等を実施し、建物の耐久性及び居住性を向上させ既存施設の長期的な活用を図る。 (R6：市営元町住宅の換気設備機能強化工事) 	住宅課
13	空家等対策の推進（管理不全等）	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市空き家等の適正管理に関する条例や空家等対策の推進に関する特別措置法等に基づき、管理不全な空き家等について所有者に助言、指導を行い早期改善を図る。 ・奈良県の管理不全空家等に係る会議に参加し、他市町村と共に改正空家法への対応を検討する。 	建築課 (住宅課)
14	建築物の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・建築主事を置く特定行政庁として、法令に基づき厳格に建築確認事務及び各許認可事務を行い、また、違反建築物の改善を指導することで、安全・安心なまちづくりを進める。 	建築課
15	耐震化等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性に優れた良質な住宅を次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成するため、 ①広報・ホームページでの啓発 ②耐震診断・改修、解体工事、ブロック塀等撤去工事補助 などにより、安全・安心なまちづくりを進める。 	建築課
16	住宅・建築物の省エネ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅について高い省エネ性能への改修を行う場合、相談者等に応じた市の補助や国の支援策を案内する。 ・国の補助制度を勘案し本市補助制度のあり方等を検討する。 	建築課
17	開発指導	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で開発等の事業を実施する事業者に対して指導を行い適切な土地利用を誘導する。 ・事業者と周辺自治会や近隣住民の方が一定の合意形成をスムーズに図れるよう、双方に対して助言を行う。 	建築課
18	公共施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設マネジメントシステムの運用と建築基準法に基づいた定期点検を実施し、公共施設の安全性を確保する。 	施設マネジメント課
19	各施設管理者からの依頼による営繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設管理者と協議・調整を行い施設の施工管理を行う。 (R6：上中学校長寿命化改修工事実施設計委託) (R6：セイセイビルへの交流拠点の機能集約に伴う改修工事) (R6：屋内運動場空調設備整備工事設計委託(小学校10校、中学校8校)) 	施設マネジメント課
20	公共施設マネジメントの推進 公共施設マネジメントに関する計画の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅周辺公共施設の土地建物利活用及び事業再配置の検討を行い、生駒駅前周辺施設の再配置と総量縮減を推進する。 ・公共施設マネジメントに関する計画の改定に向けた取組みを進める。 (R6：市民アンケート調査及び劣化状況調査の実施) 	施設マネジメント課

令和6年度 部の主要施策【上下水道部】

部のミッション		生活基盤となるインフラを守り、暮らしを支え続ける	
No	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	県域水道一体化に向けた検討・協議	奈良県広域水道企業団の設立に向けて、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の下での検討体制において検討協議を進める。また、検討状況の進捗に応じて市民に適切に情報を発信する。 ・一体化に向けた諸課題の検討及び整理を行う。 ・検討の各段階で広報紙・HP等での情報を発信する。	総務課 工務課
2	危機管理体制の強化	災害・事故時に迅速に対応できる体制構築のための施策を実施する。 ・自治会、自主防災会及び施設管理者と共同の給水訓練等を年間1回実施する。 ・研修計画に基づき、項目別の職員研修を年間4回、実地研修を年間1回実施する。	総務課
3	水道事業の情報提供の充実 ・情報発信と市民サービスの充実	市民に必要な情報をわかりやすく、また水道への理解を深めてもらえるような広報活動を実施する。 ・年間4回の生水だよりの発行 ・出前授業を年間1回実施する。	総務課
4	管路の更新及び耐震化事業 ・7.0kmを更新(耐震化)	老朽水道管や耐震性の低い管路の更新工事(7.0km)を令和7年3月末までに行う。 ・更新工事 20箇所(発注) ・繰越工事 10箇所(完了)	工務課
5	漏水調査の実施	水道管の安全と有効率を高め、道路陥没などの二次災害を予防するために漏水調査を行う。 ・給水区域全域を対象に、AIを用いた衛星画像解析による漏水調査を令和6年12月末までに完了する。 ・昭和期埋設管の内、漏水多発地域の管路(74km)を対象に漏水調査を3回実施する。	工務課
6	配水場電気設備更新事業	滝寺配水場電気設備等改良工事基本設計業務を令和7年2月末までに完了する。	工務課浄水場
7	導水管内洗浄業務	取水井戸より汲み上げた井戸水を浄水場まで送水するための導水管を洗浄することで、管内に付着堆積した夾雑物を除去し、取水流量の改善を図る目的で導水管内洗浄業務を令和7年2月末までに完了する。	工務課浄水場
8	合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置補助を令和7年3月末までに行う。 ・補助対象 67基	下水道課
9	公共下水道管渠整備事業 ・普及率 73.4%	公共下水道の管渠整備事業を令和7年3月末までに行う。 ・現年工事 6箇所(発注) ・繰越工事 2箇所(完了)	下水道課
10	生駒市下水道事業経営戦略の改定	令和6年11月末までに改定を行う。	下水道課
11	単独処理区管渠調査業務	竜田川単独処理区内の管渠を対象に、管内への雨天時浸入水調査を、令和7年3月末までに完了する。 ・1地区	下水道課

No	取組項目	具体的な取組内容	担当課
12	個別浄化槽地区下水道接続推進事業 ・普及率 73.4%	個別浄化槽地区を令和6年9月末までに公共下水道に切り替える。 ・切替 1地区	下水道課
13	下水道ストックマネジメント計画策定事業	下水道ストック全体を対象に、長期的な視点に立ち施設の最適化を図ることを目的としたストックマネジメント計画を令和7年3月末までに策定完了する。令和6年度は、実施計画を策定する。	下水道課 竜田川浄化センター
14	山田川浄化センター耐震化事業	山田川浄化センターを耐震化し施設の強靱化を図るため、令和7年3月末までに、山田川浄化センター水処理棟前部等耐震診断を実施する。	竜田川浄化センター

令和6年度 部の主要施策【教育部】

部のミッション		子育てを楽しめる地域と21世紀を生き抜く しなやかでたくましい子どもたちをともにつくる	
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	小学校高学年教科担任制推進事業	専門性の高い指導や教員の働き方改革を目的として、小学校高学年の教科担任制を推進する。	教育総務課
2	小・中学校屋内運動場空調整備事業	教育環境の充実と避難所としても使用される体育館の熱中症対策等を目的に、空調設備を整備するため設計を行う。	教育総務課
3	上中学校大規模改修（長寿命化）事業	学校施設の計画的な大規模な改修（長寿命化）に向け、実施設計を行う。	教育総務課
4	学校給食費の検討	学校給食費の多子世帯の無償化など段階的な無償化について検討を引き続き行う。	教育総務課 学校給食センター
5	学校給食センター整備改修工事	学校給食センター調理場内の床改修工事（石綿撤去、シートから塗床への変更）を学校給食の提供を行っていない夏期休業期間で実施する。	学校給食センター
6	生駒南小学校・生駒南中学校整備事業	教育大綱を具現化する学校施設整備を実現するために、児童・生徒、保護者、教職員、地域の意見を聞きながら、基本計画を策定する。	教育総務課 教育指導課 教育政策室
7	不登校支援の推進	子どもの居場所・学び支援室の体制づくりと、中学校2校において校内サポートルームの実証を行う。	教育指導課
8	新しい学び推進	子どもたちの主体的な学びを推進する新たな授業スタイルを実現するための研修を行い、学校と教師に対して伴走支援を行っていく。	教育指導課 教育政策室
9	「個別最適な学びと協働的な学びの一定的な充実」を目指す授業改善の支援	希望する教職員を対象に、継続的な伴走型研修や助言を受けられる機会を提供する。また、オンラインプラットフォーム上で、学校間を越えて、教職員が学びあえる場を提供する。	教育指導課 教育政策室
10	「教頭の業務の再定義」を核とした学校の業務改善と教師の働き方改革施策	授業改善を始めとする教育活動の改善に向けて、教職員の組織的な働き方改革を推進する。特に、学校運営の核であり、時間外労働が多い教頭職の業務を再定義し、働き方改革を推進する。	教育指導課 教育政策室
11	講師不足対策	教員免許を持っているが教職には就いていない方に、学校で就労していただくための募集・採用・研修に関する取組を進める。	教育総務課 教育政策室
12	教育系ネットワーク更新	セキュリティを担保しながら校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合することで、アクセス場所（校内外）を問わず、安全な校務・学習システムの利用を可能とする。	教育指導課 教育政策室

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
13	これからの時代の学校図書館のあり方創造事業	新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の授業改善による児童生徒の探究学習にあたり、学校図書館の新しいあり方を模索し、生駒市モデルを創造していく。	教育政策室
14	保育料の第2子無償化	0～2歳の保育料のうち、これまで半額が利用者負担だった第2子の保育料を無償化する。また、小学校就学前に限定していた「きょうだいカウント」の制限を見直し、対象者も拡大する。	幼保こども園課
15	保育所の入所申込みオンライン化	既存システムを活用し、保育所の入所申込みを電子申請できる環境を構築する。	幼保こども園課
16	待機児童解消に向けた保育士確保	短時間勤務保育士に対する処遇改善補助金や、新規採用保育士に対する保育士サポート手当を給付し、保育士の雇用安定にむけた環境整備を行う。さらに、現行の給与改善費補助を増額する。	幼保こども園課
17	壱分幼稚園のこども園化に向けた取組	令和9年度の壱分幼稚園のこども園化に向け、運営主体となる民間事業者の選定と解体工事にかかる実施設計を行う。	幼保こども園課 こども園準備室
18	学童保育の充実	増加する学童保育需要に対応するため、生駒市学童保育運営協議会が運営する学童保育所の環境整備、指導員確保などによる体制づくりに取り組む。また、新たなニーズに応えるため、新たに民間事業者の誘致と合わせ既存の民間学童保育事業の運営に対して支援を行う。	児童総務課

令和6年度 部の主要施策【生涯学習部】

部のミッション		すべてのライフステージで楽しみながら学び、 地域とつながる機会をともに創る	
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	学びと活躍推進事業 ischoolの展開	主に働き盛り世代の市民を対象に、より豊かな生き方・暮らし方に向けた気づきや行動のきっかけとなる学びの場「ischool」を展開し、「ミライの教室」において他課との連携講座や市民、大学、事業者など多様な主体による講座等を開催する。	生涯学習課
2	高齢者の充実したセカンドライフと地域での活躍を支援する取組の推進	いこま寿大学において、学びの成果を活かして地域で活動を始めるきっかけとなるような講座等の拡充を図るとともに、より豊かで充実したセカンドライフに向けた啓発講座等を実施する。あわせて、「気らくネット」など寿大学生や卒業生たちが学校や地域等でさまざまな社会貢献活動に取り組めるよう支援する。	生涯学習課
3	「音楽のまち生駒」の更なる発信と発展に向けた取組	公募による企画・提案型の「市民みんなで創る音楽祭」や市民吹奏楽団事業、市民文化祭等を通して、多くの市民が身近に音楽に親しむ機会を提供するとともに音楽文化の活性化や人材の発掘、拡充に取り組む。市民との協働による音楽事業の実施により「音楽のまち生駒」の推進とさらなる発信に取り組む。	生涯学習課
4	幅広い世代を対象とした学ぶ機会の提供と、地域の新たな人材発掘と活用	「市民同士が学び合う1日限りのまちの学校」として「IKOMAサマーセミナー」を開催し、様々な得意分野をもった市民の方が先生となり、30講座以上の楽しい授業を行うことで、専門性やスキルを活かして新たなまちづくりの担い手となる人材を発掘する。	生涯学習課
5	地域、学校、家庭が連携し地域力を活用した家庭教育支援の充実	家庭教育支援の充実に向け、家庭教育支援チーム「たけのこ」と連携し、学びや交流、相談の場づくりの取組を行うほか、各校区の「コミュニティスクール」や学校園と連携しながら、子育て中の保護者の不安解消や地域とのつながりづくりに資する取組を進める。	生涯学習課
6	子ども・若者支援の取組の充実	社会生活上の困難を抱える子ども、若者及び家族への効果的な支援を行うため、「生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）」における相談支援、居場所づくり事業を実施する。また、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」の関係機関の連携による円滑な支援を行うとともに、1人でも多くの方が相談窓口につながるよう広報周知の強化に取り組む。	生涯学習課
7	(仮)サイエンス探究教室の実施	子どもたちが個々の多様な能力や興味関心をもとに「自分で考え、調べ、実践する」力を伸ばせるような機会として、奈良先端大や奈良高専など高等教育機関と連携しながら、市内の中学生を対象とした科学（サイエンス）に関する「探究型」の連続講座を開催する。	生涯学習課
8	ビブリオバトル全国大会	毎月行う定例のビブリオバトルのほか、今年度10周年を迎える全国大会を開催し、市外県外からの参加者も誘致する。市民の読書推進を図るとともに、「本」でつながるコミュニティづくりに取り組む。	図書館

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
9	市民との「協創」事業の実施	ボランティア団体や個人ボランティア等、市民と協働しながら「本棚のWA」「未在亭」等の事業を実施し、読書推進にもつなげる。また「まちかど図書室」等、地域における本の居場所の活動を市民とともに充実させる。	図書館
10	子ども読書活動の推進	「トライ！生駒子ども読書会議」を3回開催し、家読推進を目標に参加者と情報共有、課題解決を行う。また、図書館託児事業を実施し子どもだけでなく保護者の読書推進も行う。学校やボランティアと連携し南小学校にて「オータムフェスティバル」を開催する。	図書館
11	高齢者・障がい者サービスの充実	代読ボランティアとともに、館内整理日を利用した知的障がい者への読書支援を実施するとともに施設訪問等も行う。宅配や音訳（録音図書の作成、耳で楽しむ本の会、対面音訳）のサービスを充実するほか、朝活読得会を実施し地域の高齢者の健康維持と読書を推進する。	図書館
12	図書館本館リニューアル	令和5年度に決定したりリニューアルの方向性をもとに、図書館本館が落ち着ける場であり、かつ活動・交流の場であるような図書館となるよう実施設計を行う。	図書館
13	ビジネス支援事業	働く世代の学ぶ場、ネットワークを作る場として、連続講座を開催する。多様な参加者が興味を持つビジネスに関するテーマとして「論語」を中心に、郷土の歴史や哲学、読書などについて語り合う場とする。	図書館
14	図書館システムサーバー等機器入れ替え事業	保守期限切れとなる図書館システムのサーバー等機器の入替を行い、安定したシステムの運営を行う。同時にスマホ利用券表示を新機能として導入する。	図書館
15	「生駒市史」編さん事業	編さん委員会及び各分科会の開催、補充調査、ボランティアを活用した編さん作業を実施するとともに、講演会・地域学習イベントやニュースレターによる情報発信、史料集2冊の発刊をおこなう。	図書館
16	新たな地域クラブ活動推進事業	学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ」を拡充するため、引き続き「新たな地域クラブ活動推進協議会」の運営とコーディネータを配置するとともに、学校関係部局や中学校等と連携や、スポーツ協会や市内総合型地域スポーツクラブ等の実施団体の体制強化に向けた取組を行う。また、新たな地域クラブ活動の推進に合わせ、学校体育施設開放事業における運用ルールの見直しや有料化等の検討を行う。	スポーツ振興課
17	総合型地域スポーツクラブの推進・支援	市民のスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、クラブ間の連携や相互協力を図ることを目的とする総合型地域スポーツクラブ連携会議を開催する。また、新たな地域クラブ活動推進のため、引き続き学校等との連携支援を行う。	スポーツ振興課
18	みんなのスポーツ推進事業	スポーツに親しみ、スポーツを始めるきっかけづくりの1日とするため、サッカー教室等のイベントと体験の「いこまスポーツの日」を開催する。また、障がいのある人が、障がいの種別や程度に関わらず、スポーツに親しみ、楽しむことができるようスポーツ施設の開放事業や障がい児を対象とした「体づくり運動プログラム」を実施する。	スポーツ振興課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
19	社会教育施設の整備	スポーツ施設の屋上防水工事や受水槽更新工事、トイレ洋式化等改修工事や非構造部材改修及び照明LED化工事、生涯学習施設の空調設備更新工事や照明器具LED化工事及び駐車場整備工事等を実施し、設備等の充実により施設の安全性と機能性を高め、市民サービスの向上を図る。また、公共施設マネジメント推進計画及び個別施設計画に基づき取り組みを進める。	スポーツ振興課
20	生駒市スポーツ施設整備等計画策定	「第2期生駒市スポーツ推進計画」を推進するため、施設の適正配置についての検討、災害時の避難施設としての性格を持ち合わせる施設もあり、総合的な見地から現スポーツ施設の整備等に関する計画を策定する。	スポーツ振興課

令和6年度 部の主要施策【消防本部】

部のミッション		健康な消防組織と職員と共に 安全・安心なまちをつくる	
No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	消防分野のDXの推進	<p>①国の動向を注視し、消防分野における各種手続の電子申請化を拡充する。</p> <p>②マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に係る実証事業を注視し、実証結果を踏まえ速やかに導入できる体制を構築する。</p> <p>③令和8年度運用開始の通信指令システムの整備について、実施設計書に記載された内容を反映させた消防指令センターの更新整備を行う。</p>	消防本部・消防署 (全所属)
2	大規模災害発生時の効果的な初動活動体制	<p>①震災時における初動対応計画及び緊急消防援助隊受援計画に基づく効率的な受援体制を構築するため、図上訓練と実動訓練を連動させたハイブリッド型訓練を実施し、消防本部としての活動方針や受援の決定、また消防職員の震災活動能力向上を行う。</p> <p>②災害発生時、俯瞰的に被害状況や災害推移を把握するため、災害用ドローンを整備し、操作訓練を実施して運用を開始する。</p>	消防本部・消防署 (全所属)
3	安全・安心のための広報の推進	<p>広報紙、ホームページ、SNS等による広報活動を実施する。また、必要に応じて、市民ボランティア団体等を活用し、幅広い活動を展開する。</p> <p>①住宅用火災警報器の設置・取替えの促進事業</p> <p>②車両による防火広報パトロール等の火災予防対策</p> <p>③災害発生時における注意喚起</p> <p>④救急車の適正利用や救命講習開催の周知</p> <p>⑤消防長会など消防活動等が発表できる場への参加とその成果のPR</p> <p>⑥消防フェスタを通じて、火災予防と救急車の適正利用への意識向上、消防行政への理解と協力体制の構築</p> <p>⑦消防団の紹介やその活動等のPR</p>	消防本部・消防署 (全所属)
4	市民や事業所への火災予防意識の浸透及び火災の初期対応力の向上	<p>火災件数の減少や火災による死傷者をゼロに近づけるため、火災予防の一層の普及啓発活動を行う。</p> <p>①街頭防火広報 火災予防運動期間を捉え、街頭防火広報を実施し、広く市民への啓発を行う。</p> <p>②危険物安全週間 6月の危険物安全週間を捉え、危険物事業所に対して訓練の実施を促し、自主保安体制を確立する。</p> <p>③文化財防火週間 1月の文化財防火週間を捉え、国宝、重要文化財7施設の消防訓練指導を実施し、自衛消防力を強化する。</p> <p>④火災の初期対応力 事業所関係者が主体的に消防訓練を実施できるよう消防職員が支援する。</p> <p>⑤一般家庭防火調査 国の示す住宅用火災警報器設置状況調査に基づき、無作為抽出による100世帯を調査し、設置率の目標値を85%以上とする。</p>	予防課 消防署

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
5	一人暮らし高齢者等の防火対策	①一人暮らし高齢者のうち、火災発生時の避難に支障のある人を対象に防火指導を実施する。 ②火災から高齢者の生命、身体、財産を守るため、住宅用火災警報器の取付け支援を実施する。	予防課 消防署
6	消防法令違反対象物の公表と違反是正の実施	消防用設備等の未設置や機能不能状態等である不特定多数の人が出入りする違反建物を公表する。また、事業所等へ立入検査を行い、火災予防上の不備や危険箇所等の改善、防火管理関係の違反に対する厳正な指導を実施する。 ・防火対象物 330施設 ・危険物施設 102施設	予防課 消防署
7	現場活動能力の向上と関係機関との連携	①現場活動能力を高めるため、消防活動全般に必要なとなる訓練を企画立案し、訓練実施後に評価と検証を実施する。 ②消防水利(消火栓・防火水槽等)を維持管理し、常時使用できるようにする。また、藤尾町地内耐震性貯水槽設置工事に伴う設計業務(測量・地質調査等)を実施する。 ③隣接消防本部との広域的な連携の強化のため、消防相互応援協定に基づく合同訓練を実施する。 ④指令センター員の緊急通報に対する受報能力の向上と迅速・的確な指令業務(応急手当等の口頭指導)につなげるため、スキルアップ研修を実施する。	警防課 消防署
8	車両更新事業・消防資機材の整備	消防活動の充実・強化のため、車両・資器材を更新整備する。 ①消防ポンプ自動車の更新(消防団車両) ②事務連絡車の更新 ③空気呼吸器用ボンベ(5L)の更新(9本) ④空気呼吸器の更新(4器) ⑤災害対応ドローンの整備(1機) ⑥放水器具(無反動ノズル)の購入(各機動分団)	消)総務課 警防課 消防署
9	救急業務の高度化の推進	①奈良県メディカルコントロール協議会に基づく救急体制の充実強化を図るために、生涯教育研修や再教育等を行い、高度な救命処置による救命率の向上を図る。また、救急出動時に指導救命士(教育者)が同乗し、救急業務の評価、指導、助言及び改善を行うことで、救急隊員の業務全般の能力を高める。 ・救急救命士就業前病院実習 2名 ・気管挿管認定者養成 2名 ・気管挿管認定者再教育 5名 ・ビデオ喉頭鏡気管挿管認定者養成 1名 ・救急救命士生涯教育 29名 ②指導救命士を主体とした救急想定訓練を実施する ③新規採用の救急救命士有資格者に対して、救急現場に必要な知識及び技術を習得するため、当本部の救急救命士教育プログラムに基づく研修を実施する。	警防課 消防署

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
10	消防団の充実強化	<p>①消防団員の資質と能力の向上のために、研修会への参加を促すとともに各種消防活動訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防学校消防団員教育等への入校(延べ22名) ・防災訓練など消防署や関係機関との合同訓練の実施 ・各機動分団での自主訓練の実施(月1回以上) <p>②自主防災組織を育成し、地域の防災力を強化するために、訓練指導者の役割を担う消防団員を養成する。</p>	消)総務課 消防署
11	救急車の適正利用の推進	<p>安定した救急体制を維持するために、市民が応急手当講習を受講し、適切な観察や処置を理解してもらうことにより、救急車を適正に利用する意識を植え付ける。</p> <p>①市民が救命に必要な観察と応急手当の方法を身に付ける講習会を開催し、バイスタンダーによる応急手当実施率を向上させる。</p> <p>②心肺停止傷病者に対する市民の自主救護体制を築くため、心肺蘇生マニュアルを全戸配布し、応急手当の必要性を訴えて救命率を向上させる。</p> <p>③救急出動時、明らかに緊急度の低い事案に対して、関係者等に救急車の適正利用を説明する。</p>	警防課 消防署
12	消防施設の設備等改修事業	<p>①消防団機動第2分団・第3分団拠点施設のトイレ洋式化等改修工事を実施する。</p>	消)総務課
13	奈良市・生駒市消防指令センター通信指令システム更新整備事業	<p>①奈良市・生駒市消防指令センターの安定した指令業務の継続と、更なる市民サービスの向上のため、消防分野におけるDXの導入や、新たな緊急通報への対応を図るため、令和6・7年度に現行の通信指令システムを更新整備する。</p> <p>②両市の相互応援出動について、消防通信指令事務協議会等で検討・協議を継続し、具体的な連携・協力実施計画を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界線付近等の応援出動体制 ・はしご車の共同整備 	警防課

令和6年度 部の主要施策 【議会事務局】

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	安定した議会運営の支援	年間を通して円滑で適切な議会運営に向け支援を行う。 また、議員に対し、研修会開催をはじめ議員活動を行うにあたっての支援を行う。	議会事務局
2	議会基本条例に規定されている議会及び議員の活動原則に基づく運営が行われるよう支援	市民の信頼及び負託に応えられる議会の実現に向け制定された、議会基本条例に定められた取組の支援を行う。	議会事務局
3	情報発信の充実の支援	議会活動に関する情報発信としては、本会議や委員会のインターネットによる生中継・録画記録、議事録検索システム、議会報の発刊（年4回）など、現在も多様な方法で行っており、今後もこれらを継続し、引続き市民ニーズを踏まえた情報発信ができるよう支援する。	議会事務局
4	市民懇談会開催の支援	市民に開かれた議会、市民と対話する議会を目指して市民懇談会を開催するが、日時・テーマ等につき広報広聴委員会で取決めるに際し、適切なサポートに努める。	議会事務局
5	政治倫理条例及び政務活動費の執行に関する議員の支援	当該条例に規定されている議員の責務や倫理基準、資産報告等に関し、遺漏や過誤の無いように、また、政務活動費の取扱いの主旨に沿った執行が行われるよう支援を行い、報告書作成時のチェック等を行う。	議会事務局